厚生労働省
静岡労働局

Press Release

静 岡 労 働 局 発 表
令和 8年 9月 4日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
労働基準部長　　田村　裕之
賃 金 室 長　　藤原　典子
（電話）０５４－２５４－６３１５

報道関係者　各位

静岡県最低賃金の改正を決定しました
～ 令和８年１０月１５日から時間額1,１５４円へ ～

静岡労働局（局長　國分（こくぶん）　一行（かずゆき））は、下記経緯のとおり、静岡地方最低賃金審議会（会長　畑（はた）　隆（たかし））の答申を受けて、静岡県最低賃金を５７円引上げ、時間額1,１５４円に改正することを本日決定し、官報公示の手続きを行いました。

なお、官報公示は９月１５日を予定しており、効力発生日は令和８年１０月１５日となります。

【経　緯】

１　８月１２日、静岡地方最低賃金審議会は、静岡労働局長に対し、静岡県最低賃金を５７円引上げ、時間額１，１５４円とし、発効日を令和８年１０月１５日とする答申を行う。

２　８月１２日～８月２７日、当該答申内容に対する異議の申出を受け付けたところ、１３の労働団体から、異議の申出がなされる。

３　９月４日、静岡地方最低賃金審議会において、異議の申出内容に対する審議を行ったところ、８月１２日の答申どおり決定することが適当とする答申を行う。

【参考：静岡県最低賃金額及び対前年引上げ額、引上げ率の推移】

	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
最低賃金額	913 円	944 円	984 円	1,034 円	1,097 円	1,154 円
対前年引上げ額	28 円	31 円	40 円	50 円	63 円	57 円
対前年引上げ率	3.2%	3.4%	4.2%	5.1%	6.09%	5.20%